**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における**

**経営相談事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン**

船橋市商工振興課

＜目的＞

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主な感染経路である①飛沫感染や②接触感染の

リスクに応じた対策を講じ、事業を実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 概要 | 対策 |
| ①飛沫感染  人　→　人  （直接感染） | 感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、ウイルスが含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことでおこる感染。  飛沫が飛び散る範囲は2ｍ以上。 | マスクの着用、対人距離の確保、換気など |
| ②接触感染  人→媒体など→人  （間接的に感染） | ウイルスに直接触れるまたは汚染された物を介して伝播がおこる間接接触による感染のこと。ウイルスが付着した手で口、鼻、眼等をさわること等によってウイルスが体内に侵入し、感染が成立する。 | 手指消毒、汚染疑いのある箇所の消毒、対人距離の確保、物品共有の回避など |

1. 全般的な事項

(1) 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の発生が原則想定されないこと（マスク着用時は1.5ｍ以上（整列等は1ｍ間隔可）、マスクを外すことが想定される場合は2ｍ以上確保する）

(2) 大声での発声、声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと

(3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等）が講じられること

(4) マスクを外す場合においては、対人距離を2ｍ以上確保し、会話はしない

(5) 食事中や喫煙時での会話はしない

(6) マスクは事業関係者、参加者ともに別に定めがない限り着用すること

(7) 船橋市及び千葉県中小企業診断士協会の方針に従うことを前提とする

(8) 事業関係者、参加者全員へ本ガイドラインの周知徹底を図ること

(9) 事業関係者から感染者が出た場合の団体の責務の重大性を考え、事業関係者、参加者で当該感染拡大予防ガイドラインを遵守することを徹底する

(10) 各種会議など室内で実施する場合は、極力利用時間を減らし、利用人数を最小限とするまた、こまめな換気をし、会場への入退室時の手指消毒を徹底する

(11) 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示する

(12) 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する

(13) 参加者に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため情報提供（船橋市が定める利用者名簿又はそれに相当するもの）を求める。記入した書面については、経営相談事業の参加時に持参し、商工振興課に提出すること。なお、提出された個人情報の取り扱いには十分配慮しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（1か月間）を定めて保存する

(14) 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、商工振興課に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

２．事業参加者募集時の対応

参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見あわせるよう告知し、当日の感染予防策についても事前に伝える

　　a) 事業当日に体調がよくない場合

・37.0度以上の発熱又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合

・息苦しさ、強いだるさの症状がある場合

・咳、咽頭痛などの症状がある場合

b) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

３．事業当日の参加受付時の対応

① 受付担当者は、必ず手指消毒をして、マスク着用をする

② 受付担当者は、従事前に検温を行い、発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの自覚症状がある方は受付だけでなく、イベントに参加できない

③ 人と人が対面することが想定される場合には、適切な感染予防策を講じる（マスク、\*フェイスシールドの着用等　\*：フェイスシールドはマスクの代用ではなく、ゴーグルの代用である）

④ すべての事業参加者へ情報提供（船橋市が定める利用者名簿又はそれに相当するもの）を求める

４．事業に従事・参加する者への対応

(1) 事業関係者（運営スタッフなど）や参加者への対応

　① 体調管理

参加当日の朝に体調不良（発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、倦怠感など）である関係者は、参加しない。

　② 感染予防

　　a) マスク着用の徹底

　　b) 入場の際に消毒液での手指消毒を徹底する

　　c) 相談会場は、換気（常時又は30分に1回以上5分程度行う）を行い、マスクを外しての会話や食事はしないこと

　　d) 相談会場の利用後に消毒を行う。

　　e) 諸室内での運営関係者間の距離は、マスクを着用し、1.5ｍ以上を保つ

　 g) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋をし、マスクや手袋を外した後は必ず手指消毒をする

５．運営サイドで準備すべき事項の対応

各会場の入口 ポンプ式の消毒液（70％アルコール（エタノール））などを設置する

６．参加者が遵守すべき事項

① 参加者に対し下記事項に該当する場合は参加を見あわせるよう告知する。また、当日の感染予防策を講じる

a) 事業当日に体調がよくない場合

・37.0度以上の発熱又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合

・息苦しさ、強いだるさの症状がある場合

・咳、咽頭痛などの症状がある場合

b) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

② 移動時の感染予防策として、会場への移動時、公共交通機関を利用の際は、口元、鼻を含む顔面へ手を向ける前に消毒もしくは手洗い（石鹸・ハンドソープ（30秒以上））をする

③ 会場での感染予防策

a) 会場の入口等に消毒液を設置する

b) 参加者は自身のハンカチまたはタオルを持参すること

c) 事業に必要な用具は可能な限り共用を回避するように努め、共用せざるを得ない用具については、こまめに消毒を行う

d) 握手、ハイタッチ、グータッチ、ハグなどの身体的接触を避け、タオルや飲料（ペットボトル・コップ等含む）は自分専用のものを持参し、共用は避けること

e) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、商工振興課の指示に従うこと

※上記をふまえ、感染防止に配慮すること

　④ 事業終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、商工振興課に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

　⑤ 事業前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

　⑥ 飲食や喫煙時については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話はしない

　⑦ ゴミ、食べ残し、飲み残したものは持ち帰ること

令和２年１０月３０日作成

**感染防止のため主催者が実施すべき事項のチェックリスト**

船橋市商工振興課

【事業関係者（参加者や運営スタッフなど）への対応】

□体調管理

参加当日の朝に体調不良（発熱（37.0度以上又は、37.0度未満でも平熱比1度以上ある場合）、咳、咽頭痛、息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合）である関係者は、参加しない

□感染予防

・マスク着用の徹底

　・入場の際に消毒液の手指消毒を徹底する

　・各諸室（トイレ、ロッカールームを含む）は、密閉を避け、換気（常時又は30分に1回以上5分程度）を行う

　・施設側と協力して、各諸室の利用後に消毒を行う。また、常時利用する諸室の場合は、1日2～3回程度消毒を行う

　・諸室内での運営関係者間の距離は、マスクを着用し、1.5ｍ以上を保つ

　・タオル・ペットボトル・コップ等の共用は避ける

　・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋をし、マスクや手袋を外した後は必ず手指消毒をする

【準備すべき事項の対応】

□各会場の入口 ポンプ式の消毒液（70％アルコール（エタノール））などを設置する

□参加者には自身のハンカチまたはタオルを持参することを求める